

☆ふるさと子ども体験隊☆



< 10月 > 自然観察をしよう! < 11月 > じょんじょん太鼓をしよう!

～ ふるさと子ども体験隊では10月に自然観察会と11月にじょんじょん太鼓を体験しました。～

10月10日に行われた自然観察会では児童・保護者・ボランティアの方を含め計15名で、口村光房さんに指導をしてもらいながら、島根鼻公園で芋ほりをしました。天候の関係で海辺の生き物の観察から芋ほりに変更になってしまいましたが、子どもたちはキャーキャー言いながら芋ほりを楽しんでいました。

「こんなに大きいのが出てきた!」「見て見て! 変な形!」などたくさんの報告をしてくれて、こちらまで楽しい気分にならせてもらいました。

若者宿に戻ってからボランティアさんがサツマイモを使った昼食を出してくれて、とても美味しく頂きました。



11月21日に行われた「じょんじょん太鼓をしよう!」の回では、児童・保護者・ボランティアの方を含め、計23名で体験しました。

じょんじょんの方々に叩き方やリズムの取り方など指導してもらいながら一生懸命太鼓を叩いていました。

最初はちゃんと叩けずバラバラでしたが、コツを掴むとじょんじょんさん達も驚くくらい上達し、なかなか体験することの出来ない太鼓を鳴らすことを楽しんでいました。

終わってからも、あーでもない、こーでもないと話をしていたり叩き方を教えてくれたりと楽しそうにしていました。



ふるさと子ども体験隊では、小学生を対象に自然や食文化などをテーマに、ふるさとの良さを体験できるような活動を計画しています。ぜひ子ども達と一緒に参加してください! おじいちゃん、おばあちゃん参加もお待ちしております。

教育課

西ノ島町教育大綱を策定しました

昨年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、第5次西ノ島町総合振興計画を基本とし、町長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議、調整したうえで策定しました。

●大綱の主な内容

- ①大綱の期間：平成27年度～31年度（5年間）
- ②大綱の基本理念：豊かで健全な心身を育む“ふるさと西ノ島”の教育
- ③大綱の基本目標
 - 目標1 未来を生き抜く力を育む
 - 目標2 夢や目標に向かって自分を磨く
 - 目標3 伝統・文化を次世代へ継承する
 - 目標4 人権が尊重される社会を実現する
 - 目標5 国際交流によるグローバル化を進める

●具体的な内容については、町タブレットまたは町ホームページをご覧ください。



西ノ島町産業振興奨励事業の実績

西ノ島町の地域産業を活性化するために創設された町独自の補助制度で、昭和63年度から平成26年度までに26件の申請があり、22件が事業採択されています。

事業には施設整備等のハード事業に関するものや、情報発信・調査等のソフト事業まで様々ですが、申請者の皆さんは地域振興のために取り組んでおられます。

平成27度は11月末までに6件の申請があり、以下の事業6件すべてが採択されています。

西ノ島町の地域振興や産業発展に様々な提案が可能な制度ですので、お気軽に地域振興課（電話7・8777）までご相談ください。

事業名	申請者	事業概要
いわがき生産拡大（シングルシード方式）事業	大瀨水産	いわがき養殖用いかだ（コンポーズパイプ製）を更新・増設し、新たな養殖技術シングルシード方式の実用化を図る。
いわがき生産拡大（カイデライト方式）事業	合同会社カオス	いわがき養殖用いかだ（コンポーズパイプ製）を増設し、新たな養殖技術カイデライト方式の実用化を図る。
西ノ島町内における造船業活性化に向けたパイロット事業	(有)上原造船	島外の造船所を利用してパイロット的にまき網船の灯船を建造し、本町の造船技術をPRすることで、島内での大型漁船建造を目指す。
隠岐海域の魚を原料とする水産加工品の販売促進事業	つる丸汽船観光(有)	プロトン凍結機及び冷凍保管庫を導入し、旬の魚介類を鮮度保持した状態で大量にストックすることで、観光オフシーズンに高付加価値の加工品を計画的に製造・販売し、年間を通じた正規雇用の拡大を目指す。
花パンフレット作成事業	摩天崖	西ノ島で見られる花について、写真、識別方法、群生場所、ジオパーク的な意義を掲載した季節ごとのパンフレットを3種類作成し、観光リピーターの拡大を目指す。
クレジットカード対応店舗普及事業	一般社団法人西ノ島町観光協会	西ノ島町内でのクレジットカード対応店舗を増加させ、観光客の利便性の向上を図り、観光客の拡大を目指す。

平成28年度奨学生募集

①貸付対象者

西ノ島町の出身者で、高等学校、大学若しくはこれと同程度の学校に入学（在学）し、向上心を有する者で経済的事由により修学が困難と認められるもの。

②貸与額

高等学校
月額25,000円以内
高等専門学校
月額50,000円以内
大学（短大、大学院、専門学校を含む）
月額50,000円以内

医療に関する学校については入学金を加えます。
200,000円以内

③貸与者の決定

西ノ島町奨学資金貸与選考委員会の審査を経て決定する。（予算の範囲内）

④貸与の時期・返還

I. 年2回に分けて貸与
II. 返還の始期は卒業3年を経過した翌年から貸与を受けた月数の2倍に相当する期間内に全額を返済

⑤返還の免除及び減免

I. 医師、歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等については免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医療・福祉等に従事した場合返還を全額免除。

II. 上記以外の職に就く方で卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上従事した場合は返還を2分の1減免（公務員は除く。）

⑥手続きに必要な書類のお受け取り

I. 西ノ島町教育委員会 教育課（西ノ島町立中央公民館）
II. 西ノ島町役場 町民課窓口
III. 西ノ島町役場 別府支所

⑦提出先と提出期限

提出先…右記3か所の窓口
提出期限…平成28年1月29日（金）
お問合せ先…西ノ島町教育委員会 教育課（電話：6・0171 FAX：6・1028）